特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和7年3月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務 基礎項目評価書				
②事務の概要	介護保険法、その他介護保険に関する法令等に基づき、被保険者の資格管理、保険料管理、要介護認定、受給者管理及び給付管理に関する事務を行う。 介護保険の適正かつ効率的な運営のため、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答②被保険者証又は認定証等の交付・再交付・返還受理 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態の区分変更の各種認定申請の受理、申請に係る審査 ④介護給付、予防給付又は特例給付等の支給 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料の徴収賦課 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩調整交付金の算定 ⑪保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護サービス費算定にあたり、介護保険と国民健康保険または後期高齢者医療制度の給付情報に関する事務) ※当町では「⑪保険者事務共同処理業務」を、国民健康保険団体連合会に委託している。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づいて各情				
	報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 申請については、窓口・郵送よる受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。				
③システムの名称	①後志広域連合介護保険システム、②後志広域連合収納管理システム、③団体内統合宛名システム、 ④中間サーバー、⑤伝送通信ソフト(国保連合会)、⑥サービス検索・電子申請機能、⑦申請管理システム、⑩情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
介護保険ファイル、収納管理フ	ァイル、統合宛名ファイル、申請管理ファイル、口座登録・連携ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条、第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の該当項				

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	呆健福祉課				
②所属長の役職名	保健福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務課 北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地 0136-44-2121				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年3月12日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年3月12日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書及び全項目評価書及び全項目評価書とは全項目評価書とは全項目評価書において、リスク対策の記	価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステム	ムを通じた	:入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託し	ない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク)	システムを	通じた提供を除く。) []提供・	移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続した	ない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	れの局面においても複数人での確認であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び	号面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いず を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分 本人情報のデータベースへの入力 等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄			
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	実施している。また、副本登録等に使 個人情報は、担当業務に必要な範囲	業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
炎史口				佐山时期	佐山時期に依る武明
令和7年3月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用法令上の	・行政于統にありる特定の個人を誠別するにの の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報	の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 (情報提供)	の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情	事後	
	14 情報提供不ツトリークン人	·番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,	報の提供に関する命令第2条の表の該当項 マイナンバー事務全般では、下記の局面で特定		
令和7年3月12日	IV		個人情報の取扱いに関して手作業が介在する	事後	
令和7年3月12日	Ⅳ リスク対策		個人情報の取扱いに関して手作業が介在する 業務システムの利用において、担当業務に必	 事後	
13417 - 3711211	11. 最も優先度が高いと考え		要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アク	子 及	